

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

愛媛厚生年金 事案 1037

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和29年2月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年2月20日から同年4月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間について、厚生年金保険に未加入となっている。

しかし、申立期間当時は、A社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る稟議書(写)及び辞令簿(写)、同社事務担当者の証言、並びに雇用保険の記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務(昭和29年2月20日にA社C支店から同社B支店に異動)し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店に係る申立人の厚生年金保険被保険者台帳における昭和29年4月の標準報酬月額から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、資格取得日を誤って届け出たことを認めていることから、事業主が昭和29年4月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年2月及び同年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月15日から同年12月24日まで

A社に運転手として昭和35年8月1日に入社した。その後、職場の課長とトラブルを起こし、39年6月30日に同社を退職した。しかし、社長の計らいで、同年7月15日に再入社したが、同年12月24日に配達先で荷を下ろす際の足のけがが原因で退職し、B県C市にあるD接骨院において3年程度自費で治療した覚えがある。

申立期間に係る給与支払票6枚は、ねんきん特別便への回答に際し、社会保険業務センター（当時）に提出したもので手元にはないが、当該期間に係る各月の給与支払合計額と厚生年金保険料控除額を覚えている。

申立期間当時、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社に再就職した経緯や申立期間中における配達先での足のけがについて具体的な記憶があること、同社において当該期間中に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者が申立人を覚えていること、及び複数の同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立期間当時、申立人が同社に勤務していた可能性はうかがわれる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立人は、健康保険被保険者番号*番で記録され、昭和35年8月1日から39年7月1日までの期間の被保険者記録が確認できるが、当該記録のほかには申立人の記録は無く、同被保険者番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

また、申立人は、「申立期間に係る給与支払票6枚は、ねんきん特別便へ

の回答に際し、社会保険業務センターに提出したので手元にはないが、当該期間に係る各月の給与支払合計額と厚生年金保険料控除額を覚えている。」旨を主張しているところ、日本年金機構本部は、「ねんきん特別便において年金記録に間違いがあった場合は、最寄りの年金事務所に相談するよう案内しており、直接、給与明細書等の提出を求めることはない。受付処理簿を確認しても、申立期間に係る給与支払票の添付は確認できない。」と回答している上、申立人が記憶する申立期間に係る厚生年金保険料控除額は、毎月増えており、このことは、当該保険料の基礎となる標準報酬月額が毎月増額改定（随時改定）されたことになるが、随時改定は、固定的賃金の変動することにより、報酬の額に著しい変動があった場合、変動月以降継続した3か月の間に支払われた報酬の平均月額を標準報酬月額の等級区分に当てはめ、現在の標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じた場合に、固定的賃金の変動があった月から4か月目に改定が行われることから、当該期間当時、資格取得日の翌月から標準報酬月額を毎月改定していたとは考え難い。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人が保管する申立期間前の期間に係る給与支払票7枚の保険料控除額は、いずれも定時決定又は随時改定された標準報酬月額に基づく適正な額であることが確認できることから、同社が、当該期間に係る保険料控除額を毎月増額改定するような不適切な処理を行っていたとは考え難い。

加えて、A社は、「申立期間当時の資料は無く、当該期間当時、在籍していた従業員もいない。」と回答している上、申立期間当時の社会保険事務担当者は既に死亡していることから、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。